

電気通信大学情報理工学域先端工学基礎課程長期履修規程

制定 令和8年1月14日規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則（以下「学則」という。）第49条第1項の規定に基づき、電気通信大学情報理工学域先端工学基礎課程における長期履修（学則第32条に規定する修業年限（以下「修業年限」という。）を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(長期履修期間等)

第2条 長期履修期間は、学則第34条第1項及び同条第2項に規定する在学期間を超えない範囲において、1年を単位として認める。

2 長期履修の開始時期は、年度（学則第8条に規定する学年をいう。以下同じ。）の始めとする。

(対象者)

第3条 長期履修の対象者は、情報理工学域先端工学基礎課程に在籍する者とする。

(申請資格)

第4条 長期履修を申請できる者は、次のいずれかに該当することにより、修学が困難であると認められる者とする。ただし、修業年限から長期履修学生になる前までの在学期間を差し引いた期間が1年以上ある者に限る。

- (1) 職業を有している者（非常勤の職にあるものは、週30時間以上勤務していること。）
- (2) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修期間の延長等)

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、就業環境等が変動した場合、許可を得て長期履修期間を延長又は短縮（以下「延長等」という。）することができます。

2 前項の規定による長期履修期間の短縮は、学則第32条に規定する修業年限に1年を加えた期間までを短縮の限度として認めることができる。

(長期履修の取りやめ)

第6条 長期履修学生は、就業環境等が変動した場合、許可を得て長期履修を取りやめることができる。ただし、修業年限の最終学年以降に在学する者を除く。

(申請手続等)

第7条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を情報理工学域長（以下「学域長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（別紙様式第1号）
- (2) 長期履修が必要であることを確認できる書類
- (3) その他学域長が必要と認めた書類

2 長期履修学生が、延長等を希望する場合、次に掲げる書類を学域長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修（延長・短縮）申請書（別紙様式第2号）

- (2) その他学域長が必要と認めた書類
- 3 長期履修学生が、長期履修を取りやめる場合は、学域長に長期履修辞退申請書（別紙様式第3号）を提出しなければならない。
- 4 第1項の手続きは、次に掲げる期間のうち、大学が別に定める期間内に行わなければならぬ。
(1) 新たに本学に入学する者が長期履修を希望する場合
入学手続時
(2) 在学生が長期履修を希望する場合
適用を受ける年度の前年度2月上旬
- 5 第2項の手続きは、次に掲げる期間のうち、大学が別に定める期間内に行わなければならぬ。
(1) 延長等の適用を希望する場合（ただし、次号に定める場合を除く。）
延長等の適用を受ける年度の8月上旬
(2) 卒業を目的として履修期間の短縮を希望する場合
卒業を予定する年度の前年度2月上旬
- 6 第3項の手続きは、長期履修の適用が取りやめとなり通常の履修となる年度の前年度2月上旬の大学が別に定める期間内に行わなければならない。
(許可)
第8条 前条第1項から第3項の許可は、教授会の議を経て学長が行う。
2 前条第1項及び第3項にかかる許可は、在学中（合格から入学までの期間を含む。）それぞれ1回に限り認めるものとする。
3 前条第2項にかかる許可は、延長等のうちいずれか1回に限り認めるものとする。ただし、特別の事情により長期履修学生が再度の延長等を希望する場合は、教授会が特に必要と認めた場合に限り、再度の延長等を認めることができる。
(許可の取消し)
第9条 長期履修学生が、次の各項のいずれかに該当する場合には、学長は、教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。
(1) 長期履修の許可の要件を満たさなくなったとき。
(2) 長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したとき。
(3) その他長期履修を行わせることが適当でないと教授会が認めたとき。
(雑則)
第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和8年1月14日から施行する。

別紙様式第1号（第7条第1項関係）

長期履修申請書

電気通信大学長 殿

(元号) 年 月 日

下記により長期履修を希望しますので、必要書類を添えて申請します。

記

所 属	学域・研究科		課程・専攻
氏名 ふりがな			受験番号又は学籍番号
住 所 〒		Tel	
		E-mail	
申請資格	就業のため その他 ()		
勤務先 (職種) 勤務先住所 〒	() TEL		
希望する長期 履修の期間等	(標準) 修業年限 年 希望する長期履修の期間 年 (元号) 年 月 (長期履修開始) ~ (元号) 年 月 (長期履修修了予定)		
長期履修を希 望する理由等			
メンター教員 所見 (申請者は記 入しないでく ださい。)			

※勤務先が変更になった場合には、教務課窓口まで連絡してください。

別紙様式第2号（第7条第2項関係）

長期履修（延長・短縮）申請書

電気通信大学長 殿

(元号) 年 月 日

下記により長期履修の（延長・短縮）を希望しますので、必要書類を添えて申請します。

記

所 属	学域・研究科		課程・専攻
氏 名		学籍番号	
住 所	〒	Tel	
		E-mail	
申請資格	就業のため その他（ ）		
勤務先 (職種) 勤務先住所	(〒) TEL		
現在の長期 履修の期間	(元号) 年 月	～	(元号) 年 月 (年間)
希望する長期 履修の期間	(元号) 年 月	～	(元号) 年 月 (年間)
長期履修の期 間の変更を希 望する理由及 び変更後の履 修計画			
メンター教員 所見 (申請者は記 入しないでく ださい。)	<hr/> 印		

※勤務先が変更になった場合には、教務課窓口まで連絡してください。

別紙様式第3号（第7条第3項関係）

長期履修辞退申請書

電気通信大学長 殿

(元号) 年 月 日

下記により長期履修の辞退を希望しますので、必要書類を添えて申請します。

記

所 属	学域・研究科		課程・専攻
氏名		学籍番号	
住 所	〒	Tel	
		E-mail	
申請資格	就業のため その他 ()		
勤務先 (職種)	()		
勤務先住所	〒 TEL		
現在の長期 履修の期間	(元号) 年 月 ~ (元号) 年 月 (年間)		
長期履修辞退 による入学年 度からの本来 の修業年限・ 標準修業年限 *1	(元号) 年 月 ~ (元号) 年 月 (年間)		
長期履修の辞 退を希望する 理由及び辞退 後の履修計画			
メンター教員 所見 (申請者は記 入しないでく ださい。)			

* 1. 「修業年限」は学則第32条に規定されている修業年限、「標準修業年限」は、
学則第54条に規定されている標準修業年限を表す。

※ 勤務先が変更になった場合には、教務課窓口まで連絡してください。